



平成19年度分 軽自動車税の減免申請を受付します

軽自動車税は、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者に対する税の減免制度があります。減免を受けようとする場合は、次の事項に注意し申請してください。

□減免対象となる障がい者の範囲

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の手帳を交付され、甲賀市軽自動車税減免基準に該当する方。(詳しくはお問い合わせください。)

□減免対象となる車両

障がい者が所有し、本人が運転する軽自動車

※ただし、次の場合は生計同一者の車両であっても減免申請ができません。

- ・身体障がい者が18歳未満で生計同一者の軽自動車(身体障がい者が18歳以上になると本人名義の軽自動車でしか減免できません。)
- ・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者で生計同一者の軽自動車
- ・障がい者が所有し、障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者を常時介護する者が使用する軽自動車

※普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台しか減免できません。

□申請期間

4月2日(月)～納期限(5月末日)の7日前まで

※減免決定までに時間を要するため申請されてもいったんお支払いいただく場合がありますので、できるだけ4月中の申請をお願いします。

※申請期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

□申請に必要なもの

1. 減免申請書(各支所総合窓口課にあります。)
2. 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの)
3. 主に運転する者の運転免許証
4. 該当車両の車検証
5. 印鑑(本人のもの)
6. 軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)

※「生計同一及び常時介護者」の場合は上記以外に別途書類が必要になります。

□申請の提出先

各支所総合窓口課又は税務課

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574



拡大します

甲賀市では
3人目以降のお子さんの
保育料一部免除対象を
拡大します

市では右ページのほかに、市独自の制度として、次のすべてに該当する世帯の方については、3人目以降のお子さんの保育料を免除していますが、平成19年4月から免除の対象を次のとおり拡大します。(太字部分が今回拡大したところ)

ア 右のページの保育所徴収金基準額表で B2・C11・C12階層の世帯の方

イ 18歳に達する日以降の3月31日までの間に

あるお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方(保護者が異なる場合は除く)

ウ 平成19年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

免除を受けるには、申請が必要です。6月下旬から7月初旬に平成19年度の保育料が確定します。該当する方には個別に通知します。詳しい手続き方法は、7月1日号の本誌でお知らせします。

保育料改正

4月1日から保育料を改正します

市では、今年4月1日からの保育料を下記のとおり改正します。昨年10月1日号の本誌で19年度の保育料改正について掲載しましたが、今回は国の保育所徴収金基準額表の改正に伴いさらに改正するものです。

◎主な改正点

- ① 所得税の定率減税率が20%→10%になったことによりD3階層からD7階層の定義内容(下記の基準額表の太字・斜体部分)が改正になります。
- ② 同時入所の兄弟姉妹についての軽減率の改正
平成18年度まではD4階層以上は年齢の高いお子さんの保育料が軽減対象になっていましたが、平成19年度からはすべての階層で年齢の低いお子さんの保育料が軽減対象になります。
- ③ 兄弟姉妹入所の保育料軽減対象の拡大
平成18年度まで：認可保育所に同時に入所している場合のみ②の軽減対象です。
平成19年度から：幼稚園・認定こども園(認可された施設に限ります)に入所している児童も含めて軽減対象になります。

【例】第3子までが同時入所している場合の徴収額

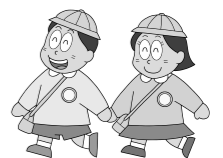
	改正前(平成18年度)		改正後(平成19年度～)
	B2階層～D3階層	D4階層～D7階層	B2階層～D7階層
第1子	基準額とおり	基準額の1/10	基準額とおり
第2子	基準額の1/2	基準額の1/2	基準額の1/2
第3子	基準額の1/10	軽減なし	基準額の1/10

※③については、4月初期の仮算定時に手続き案内をお知らせし、7月の本算定時に決定させていただきます。軽減対象になる方については、既に納付いただいた保育料を遡って還付します。

◎平成19年度市保育所徴収金基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額) 単位:円				
		3歳未満児	3歳児	4歳児以上		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0		
B2	A及びD1～D7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	5,000	3,000	3,000		
C12	均等割額のみ(所得割の額のない世帯)	8,900	6,800	6,800		
C22	所得割額のある世帯	15,000	12,600	12,600		
		改正前(平成18年度)	改正後(平成19年度～)			
D1	A階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	9,000円未満	18,000	15,600	15,600
D2		9,000円以上17,000円未満	9,000円以上17,000円未満	20,800	18,400	18,400
D3		17,000円以上64,000円未満	17,000円以上 72,000円未満	24,000	21,600	21,600
D4		64,000円以上160,000円未満	72,000円以上180,000円未満	36,000	30,000	28,000
D5		160,000円以上300,000円未満	180,000円以上 300,000円未満	49,800	30,200	28,000
D6		300,000円以上408,000円未満	300,000円以上 459,000円未満	50,800	30,700	28,200
D7		408,000円以上	459,000円以上	53,800	32,200	29,200

減免世帯(母子・父子世帯の方、又障害者などの手帳をお持ちの方がおられる世帯)でB2・C12・C22階層の方は階層区分がそれぞれB1・C11・C21となり、左のとおり減額しています。



問い合わせ 児童福祉課 保育所係 ☎65-0706 FAX63-4085